

延喜神祇式の本文校訂について

On the Critical Edition of the “Procedures for Kami Affairs” from the Engishiki
HAYAKAWA Mamoru

早川万年

一 延喜式の本文研究と神祇式

延喜式の本文研究は、近時の小倉慈司氏の『延喜式』土御門本と近衛本との検討^①および『延喜式』写本系統の基礎的研究―巻五を中心―の両論文によって新たな段階に進んだ。氏は前者の論文によって、近世前期の写本である土御門本（国立歴史民俗博物館蔵）と近衛本（京都大学附属図書館蔵）を比較し、両者が一条家所蔵本（一条家卷子本ではない）を親本とし、相互に兄弟関係にあると指摘された。この論考は延喜式巻五を詳細に比較する内容であるが、近世前期にさかのぼる、延喜式全巻そろった伝本がきわめて乏しい状況のなかでは、各巻ごとの比較検証が各写本の性格を理解する上に不可欠であることも示された。ただ、現実には、全五十巻を視野に入れて写本系統の調査を行うことは容易でなく、各写本に見られる書き入れ等も、扱いが難しい場合が少なくない。

そのなかで、土御門本は、虎尾俊哉編『訳注日本史料延喜式』の校訂

底本に使用されているように、写本としての優位性はひとまず明らかであろう。全五十巻を具備し、それらの書写年代がほぼ判明していること^②、田島公氏が指摘された、一条家所蔵本との親縁関係がその理由である^③。一方、新訂増補国史大系本・神道大系本にいたるまでの活字本延喜式の底本はいわゆる流布版本（基本的には享保本、以下「版本」とする）であったが、その本文の由来が概して不明であったことは、延喜式の本文研究に一つの難点となっていた^④。

したがって、今後の延喜式本文の検討には、小倉氏の考察のように、古写本が部分的にしか残存しない点を念頭に置いて、近世の写本相互の親疎関係を逐一見ていくことが必要になる。ただし、その場合においても、およそ近世の写本は巻十三を含めてすべて同一祖本から出たとされる虎尾俊哉氏の指摘をどのように認識するかが問題となる^④。撰上あるいは施行時の「延喜式」（奏覧本）から現在に残された写本に至る過程は明確ではないが、近世の諸写本が同一祖本から派生したとすれば、まずは現伝本に見られる異同はそれほど大きくはないと予測される。その一

方で、九条家本等の古写本との関係も見過ごすことはできない。ただ、現時点で、全巻そろった古写本が確認されていない以上、近世前期の写本は重要な意味を持つ。とくに書写の系譜を語る奥書には注意が必要である。それらがどのような意図や意識のもとに書写されてきたのかは容易に推測し難いが、延喜式という典籍の性格からして、さまざまな方面からの関心が寄せられていたはずである。なかでも神祇式は、巻九・十の神名帳をはじめとして、各地の神社の所在や、著名社の祭儀の基本資料となるため、書写本のみならず、近世には神祇式版本の流通も見られた。

神祇式のみを版本として寛政版（五冊本）がある。それは「寛政七乙卯年八月 求版再校 浪華書肆 心齋橋筋 河内屋喜兵衛 同河内屋宗兵衛 同唐物町河内屋太助」と奥付があり、「版本」とは明らかに版面が異なる。⁽⁵⁾ただその本文は「版本」に依拠したと思われ、校訂上とくに注目すべき点は認められないようである。

これに対して、巻四大神宮式のみを一冊で取り上げた「首書延喜太神宮式」は、元禄十一年（一六九八）という、近世でも比較的早い時期に刊行されており、簡略ながら頭注を施したものと注目される。後述するように、著者の度会延経は伊勢神宮の下級神職の一人であったが、中世度会神道の学問の系譜を引く人物であった。伊勢の神職にとって大神宮式は、延暦の儀式帳などと並んで現実の神宮祭儀を理解するうえで重要な文献であり、内宮と外宮の神職層が、ややもすれば対立しがちななかで、自らの立場を考える際にも参照不可欠であった。度会延経にしても、たんに古来の典籍を尊重するだけでなく、そのような実際上の必要性を認識していたために、巻四を取り上げて注釈を試みたのである。

さて、その際、延経の手元にはいかなる「延喜式」が存在したのだろうか。次節で取り上げるように、中世の伊勢神道書には延喜式（神祇

式）が引用される。したがって、その時点で少なくとも神祇式は、伊勢の地に存在していた可能性が高い。延喜式の書写は、いうまでもなくその伝来・受容という一面を有しており、慶安元年（一六四八）の延喜式全五十巻の刊行は、標準テキストの普及を意味していた。それ以前に、土御門本等の書写が行われていたが、現在知られる限り、慶安以前の近世写本、それも多くの巻を具備するものは、きわめて限られている。いったん全巻を備えた版本が世に行われると、部分的に残されていた写本等との校合がなされる場合があるとともに、神祇式のように祭祀に関する具体的なデータが集成されていると、たとえ祭儀の「現状」が大きく変化していたとしても、祭儀の由来を知るために、それら式条文を検証的に読むことも生じる。延喜式を参照するといっても、このように神祇式に関わる立場からの検討もあれば、たんに他の書物に引用される条文との比較照合の場合もある。⁽⁶⁾なかでも神祇式は、神社祭祀と直接関係するため、着目される例は少なくない。以下に取り上げる伊勢（度会）神道関係の著述が成立する際には、大神宮式をはじめとする神祇式が参照されて当然であり、延喜式以前の貞観式の引用も認められる。それが中世の伊勢に伝存していた「式」であれば、間接的にはあるが、式本文の検証にも役立つと思われる。

二 伊勢神道書における式の引用

はじめに延喜式巻四大神宮式の概略を述べておきたい。

伊勢神宮の祭儀や祭祀担当者に関しては、延暦二十三年（八〇四）に神宮側から撰進された解文（儀式帳）に詳細に示されており、この時期の神宮の実情を知る基本的な史料となる。延喜大神宮式は、これら両宮の儀式帳を参考資料として編成されたと考えられている。⁽⁷⁾それは、弘仁十一年四月に撰上された弘仁式巻三大神宮式（巻次は本朝法家文書目録による）から、貞観式を経て延喜大神宮式に到達する。その間の変更や

増補は当然考えられるが、延喜式編纂メンバーに神祇伯大中臣安則が加わっていることもあって、⁽⁸⁾神祇関係の条文はとくに整備が図られたと推測される。

その構成を一覧すると、第1条から5条は大神宮の神座と職員、第6条から17条は年中恒例の祭事及び祭料の規定、第18条から32条は遷宮関係の規定、第33条から最後の69条は、職員構成と待遇、斎内親王、奉幣使の関連規定、各種財源、財政等の規定が列挙され、大神宮式の「雑式」に相当する部分が含まれる。⁽⁹⁾

そこには、伊勢大神宮の組織に対する中央政府側の把握が示されると同時に、遷宮時の数々の神宝等も列挙される。その準備は中央政府の役割であったからこのことはいわば当然であるが、神宮に対して、これら式条文がまさに規範として機能するはずであった。しかも祭料の物品・数量に関する記載が多く、きわめて具体的な祭儀管理マニュアルであった。延喜式制を前提とするかぎり、「式」は伊勢神宮の側にもなくてはならず、伊勢においてその伝存は十分に予測できるところである。

そこで、中世において神道書が多く誕生する局面においてどのように「式」が参照されていたのかを、その一端ではあるが以下に見ておきたい。まず、豊受大神宮禰宜であった度会常忠が一三世紀末に著したとされる古老口実伝には、延喜式を参照している形跡が認められる。⁽¹⁰⁾

ア 「一帯兵具事、可存式条也」〔二五三頁〕

イ 「式云、凡祈年・賀茂・月次・神嘗等祭前後散齋之日、僧尼及重服奪情従公之輩、不得参入内裏、雖輕服人致齋前散齋之日、不得参入、自余諸祭齋日、皆同此例」〔同〕

ウ 「一正員禰宜、不可食宗之由、格式文分明也」〔二五六頁〕

エ 「一齋宮院内禁制如式文、…六色禁忌、内外七言 如式条也」

〔二六三頁〕

このうちアは、大神宮式62兵仗禁止条「凡二所大神宮内、不得帯兵仗参入」に該当し、ウに関係する規定として臨時祭式49触穢忌条が挙げられ、エは齋宮式5忌詞条等に該当する。

興味深いのはイである。これは次の臨時祭式52致散齋条に当たる。

A 凡祈年・賀茂・月次・神嘗・新嘗等祭前後散齋之日、僧尼及重服奪情従公之輩、不得参入内裏、雖輕服人致齋并前散齋之日、不得参入、自余諸祭齋日、皆同此例〔集英社本〕
イとAを比較すると「并」の有無という相違がある。

この傍線部分につき、以下に該当箇所の写真、「版本」、活字本及び式逸文の記載を掲出する。

慶長本	「致齋前散齋」
土御門本	「致齋前散齋」
「版本」	「致齋並散齋」
寛政七年版本	「致齋並散齋」
雲州本〔文政十一年、一八〇八刊〕	「致齋並散齋」
旧輯国史大系本〔明治三十四年、一九〇一刊〕	「致齋並散齋」
古典全集本〔昭和二年、一九二七刊〕	「致齋並散齋」
皇学叢書本〔昭和二年、一九二七刊〕	「致齋並散齋」
皇典講究所本〔昭和六年、一九三一刊〕	「致齋並散齋」
新訂増補国史大系本〔昭和十二年、一九三七刊〕	「致齋并散齋」
神道大系本〔平成三年、一九九一刊〕	「致齋并散齋」

以上からすれば集英社本は、底本である土御門本に拠りながら、後掲②の貞観式逸文を考慮し、結果的に新訂増補国史大系本の用字「并」

を排除しない校訂となっている。

この点で問題となるのは、「致齋前散齋」なのか「致齋並散齋」なのかという点であるが、両者は意味するところにおいて相違が生じる。散齋は、大祀中祀小祀それぞれに、一月・三日・一日と日限を設けており〔養老神祇令12月齋条〕、例えば中祀の場合は、致齋前後に散齋が一日ずつ設けられている。「致齋前」であるならばその意味は明らかであるが、「致齋並散齋」であると致齋は散齋に含まれるので、実質的には散齋の期間に等しく、同じ軽服において致齋と散齋を並べる記載は不自然となってしまう。そのことは、以下に引用する、本条文の成立過程を示唆する史料から、より明らかとなる¹⁾。

① 小野宮年中行事（雑穢事）所引前後神祇式「一、六月十二月月次、

十一月新嘗祭前後散齋之日、僧尼及重服奪情従公之輩、不得参入内裏、雖輕服人、致齋之前散齋之日、不得参入、自余諸祭日、皆同此例」〔新校群書類従本による〕

② 年中行事秘抄（大中小祀）「貞観神祇式云、凡六月十二月月次、十一月新嘗等祭、前後散齋之日、僧尼及重服奪情従公之輩、不得参入内裏、雖輕服人、致齋并散齋之日、不得参入」〔新校群書類従本による〕

③ 九条年中行事（雑穢事）「一、六月十二月月次、十一月新嘗祭齋之日、僧尼并重服輕服者、並不参内裏、…凡僧尼及重服之人、六月十一月十二月神事之前、不可参内裏、其余祭唯可忌散齋之日、又輕服者、雖滿暇日而服未闕者、散齋之日、不得触預神事及参入内裏」〔新校群書類従本による〕

④ 北山抄卷第四、拾遺雜抄下（雑穢事）「一、六月十二月々次、十一月新嘗祭、前後散齋之日、僧尼重服奪情従公之輩、不得参入内裏、雖輕服人、致齋之前散齋之日、不得参入、余諸祭皆同此例或記云、

六月十一月十二月神事之前、僧尼及重服之人不可参内、其余祭唯忌散齋之日云々、近代行事大略如之、此事大違法式、仍檢之、撰貞観式之日、神祇官所進勘文如此、以彼太神宮禰宜内人例所申也、然而雖事非理、不改其式、若就彼勘文所記歟、仍尋旧例、神今食齋日以前雖無幾日重服人皆参入」〔神道大系本による〕

⑤ 政事要略卷第六十一糾彈雜事（檢非違使）「…或年中行事記云、凡僧尼及重服之人、六月十一月十二月神事之前不可参内裏、其余祭唯可忌散齋之日、又輕服者、雖滿假日、而服未闕者、散齋之内、不得触預神事及参入内裏者、是九条右相府所被記云々、若依神祇官貞観八年勘申状所記歟、祭月諸祭以前不行序政之事、疑偏就此說、放上件神事歟、撰式之日一定已了、仍先例亦忌齋日不避祭月乎」〔新訂増補国史大系本による〕

右の史料のなかに、六月十二月の月次祭、十一月の新嘗祭にあたっては、その月初めから僧尼重服人の内裏参入が認められないとする「或記」〔或年中行事記〕（九条年中行事）の記載があるが、それは式条文に見られるところとは異なる。北山抄「或記」に、これは貞観式を撰定する際に大神宮禰宜らの言い分を受けた神祇官からの勘文によったものかとし、六月十一月十二月の祭の月であっても、齋日を避けさえすれば重服人であっても参内が可能であるとの解釈が導き出されている。

ここで再度問題としたいのは、A（延喜臨時祭式62条）後半部分「并前」である。①④において「致齋之前散齋」とあること、もし致齋を含む散齋を指すのであれば、③にあるように「散齋之日」とするのが自然であること、③⑤に見られるように、神事の前という期間が重視されていること、以上から臨時祭式62条の後半該当部は「致齋前」とする慶長写本、土御門本が妥当であろう。Aにおいて「并前」とするのは、結果的には「前散齋」の意味と変わらないとはいえ、②の貞観式逸文に

配慮しつつ、底本に見られない「并」を残したため、いささか中途半端な校訂となっている。

ここで先の古老口実伝のイに立ち返ると、基本的にこの個所の式引用が妥当であることがわかる。⁽¹²⁾ちなみに皇典講究所本延喜式の該当条校注には「並、条本藤本条一本埤本作前」とあり、現在は失われた一条家本においても「致斎前」であったことが窺われる。

さらにここで指摘できることは、この個所で「並」および「前」という二種に、「版本」および写本の文字が分かれる事実である。古写本である九条本には卷三が含まれず、また②の貞観式逸文に「并」が見られる事実は留意されるべきであろうが、慶長写本・土御門本に「前」とあることからすれば、「並」は「版本」の用字であって、それも「前」を「並」と誤読（誤刻）したのではなからうか。

以上、中世の伊勢神宮周辺において成立した神道書から、ささやかではあるが一つの事例を取り出した。先に引用した古老口実伝に見られたように、じっさいに延喜式が引用されており、かつその本文は本文校訂に資するものであった。

式の引用として以下の皇字沙汰文の例も挙げられる。

皇字沙汰文は、永仁四年（一二九六）から五年にかけての、豊受太神宮に「皇」が付される否かに関する内外両宮・大宮司等の書状が集められたものであるが、延暦儀式帳をはじめ、神宮関係の文書、典籍がしばしば引用される。

① 皇字沙汰文

ア 永仁四年二月二十三日荒木田則貞注進「如延喜神祇式者、太神宮

廿年一度、造替正殿……」（大神宮式18遷宮条の引用）

イ 永仁四年四月十二日度会則彦注進「彼延喜神祇式祝詞云、度会乃

……」（祝詞式19豊受祈年月次祭条の引用）

ウ 永仁五年四月二十一日大神宮司解「貞観式卷第三 神祇三称、伊勢太神宮 太神宮三座（在度会郡宇治五十鈴河上）天照太神一座 相殿神二座 自余略之……延喜式卷第四称 神祇官（四・傍書）伊勢太神宮 太神宮三座……」（大神宮式1大神宮条に該当）

ウの皇字沙汰文所引貞観式は、はたして貞観式そのものからの引用かどうかという点で問題が残るが、⁽¹³⁾式引用の姿勢としては、大神宮式と祝詞式の関連条文を、延暦の儀式帳、古語拾遺、宣命等とともに取り上げていることがわかる。

次に、度会家行が元応二年（一三三〇）に、諸書を引用しながら伊勢神道論を集成した類聚神祇本源を見てみると、

② 類聚神祇本源

ア 内宮別宮篇「神祇式曰、荒祭宮一座（太神荒魂、去太神宮北廿条

祈年・月次・神嘗……」（大神宮式1大神宮条の引用）

イ 外宮別宮篇「神祇式曰、度会宮所撰十六座 月夜見社 草名伎社

……」（大神宮式5諸社条の引用）

などがある。

以上からすれば、神祇式以外の伝存は明らかでないが、伊勢神宮神職にとつては、延喜神祇式は規範の一つとして、随時参照すべきものと見なされていたと判断できよう。

三 「首書延喜大神宮式」の校訂

伊勢における延喜式のテキストはその後どうなったのであろうか。周知のように、十七世紀後半の伊勢の学問を代表する人物は、度会（出口）

延佳である。延佳の著作において延喜式の引用はどうかとされているかという点、慶安四年（一六五二）刊行の「陽復記」には確実な式の引用が見られないが（延佳没後に刊行された「首書改正陽復記」の頭注の部分には式の引用がある）、「豊受太神宮祠官賞爵沙汰文」承応三年（一六五四）四月十九日勘申には、大内人の叙位の例として、「延喜太神宮式」から「凡祢宜・内人・神郡祝等恩詔位記者、式部省依数送於神祇官、官則付四度祭使下之」が引用されている¹⁴。これは大神宮式64禰宜位記条に該当する。

この時点で延喜大神宮式が延佳の手元にあったことはまず疑いないが、この式はいかなる経緯を有する伝本であったのであろうか。その点で注目したいのが、延佳の子、延経の著作である「首書延喜大神宮式」（以下、延経刊本とする）である。度会延経は、明暦三年（一六五七）に生まれ、正徳四年（一七一四）に没している。父である延佳は、六十四歳の時、「鼈頭旧事紀」を刊行（延宝六、一六七八）、七十三歳の時には「鼈頭古事記」を刊行しており（貞享四、一六八七）、晩年においては古典注釈に積極的に取り組んでいる。延経の大神宮式注釈もこのような父の姿勢を受け継いだものであろう。その延経刊本の注記（首書）には、四時祭式をはじめ、左右馬寮式・木工寮式・内蔵式・民部式等が引かれており、おそらく延喜式全巻を参照していたと思われる。それは「版本」（慶安本）であろう。

延経刊本を一見すれば明らかのように、その版面は「版本」にきわめて近似する。丁表裏各十七字八行の形式が同じであり、版心に違いがあっても匡郭の設け方に違いはない。つまり「版本」の版面をそのまま利用して、匡郭上の各所に注記（首書）を入れていたのである（ときに匡郭横にまで及ぶ）。その多くは、儀式帳、倭姫世紀、神宮雜例集等の引用であるが、本文（すなわち「版本」）に校訂を施す場合も少なくない。次にいくつか指摘する。

① 第1大神宮条 「禰宜一人（従七位官）」

「版本」には「従六位」とし傍注に七とする。延経刊本は六を□で囲み、七を傍記し、頭注に臨時祭式95条、及び続日本紀神護景雲二年四月辛丑条を引く。一条家本・土御門本はいずれも「七位」とする（九条家本はこの部分が損傷しており判読不能）。

② 第22鎮地祭条 「（度会宮所撰宮地鎮料）…陶器・土器各十口」

「版本」には「陶器各十口」とし「土器」を欠く。九条家本・一条家本には「土器」が入る。延経刊本は首書校訂し「土器」を傍記する。土御門本は「土器」を欠く。

③ 第24造備雜物条 「大神宮船代三具（…二具相殿神料、各長七尺六寸、内七尺六分、広一尺五寸、内一尺五分、高一尺七寸）」

「版本」は「内深一尺五分」とする。土御門本・一条家本・九条家本とも共通する。延経刊本は「深」を衍字として削除する。

④ 第26調度条 「（釘四十隻長各一寸、頭径一分半）」

この「一分半」に続けて「版本」・一条家本・土御門本には「径一寸半」とあるが、延経刊本は衍字と頭書する。九条家本には見られない。

⑤ 同条 「高欄上座玉十八枚（赤四、白三、青三、黄四、黒四、玉高三寸七分）」

「版本」は「黒四」及び「各」がない。九条家本・一条家本・土御門本のいずれも同じく見られない。延経刊本は「黄四之下、脱黒四二字」とする。

⑥ 第27神宝条 「須我流横刀一柄（柄長六寸、鞘長三尺、其鞘以金銀泥畫之、鞘以錫羽纏之）（中略）著紫組長六尺、袋一口（表大暈網錦、裏緋綾帛、各長七尺）」

「版本」はこの部分が重複しており、早くに雲州本においても削除

され、近代の校訂本も旧輯国史大系本、皇典講究所本、新訂増補国史大系本、神道大系本等すべてそれに倣っている。一条家本・土御門本ともに重複があるが九条家本には見られない。

延経刊本は「版本」の記述を示したうえで、改訂部分を□で囲み、首書する形式をとり、根拠とする史料がある場合は注記をする。それを踏まえて右の改訂について個別に検討すると、①は雲州本以降、「七位」とされているように、延経刊本の校訂がとりあえず妥当である。結果的には一条家本の記載に拠ることになる。¹⁵②は当然ながら延経の指摘が妥当であつて、それは古写本とも一致する。この場合は、土御門本が「版本」と共通する一例となる。③は延経刊本の改訂が正しく、誤りは写本・「版本」である。④は九条家本が正しく、誤記は一条家本・土御門本・「版本」に共通する。延経刊本の注記が妥当である。⑤は旧輯国史大系本の頭注ではじめて指摘され、皇学叢書本がこれに倣い、皇典講究所本にいたつて本文に反映されたものである。おそらく延経の校訂が妥当である。⑥は一二二字にもわたる長い弥書であるが、④に同じく、一条家本・土御門本・「版本」にこの重複は共通し、九条家本のみが妥当な本文を伝える。雲州本以降は重複を削除する。

以上は延経刊本が校訂するうちの一部に過ぎないが、一連の改訂は、儀式帳や長暦二年官符(内宮長暦送官符)等を参照することはあつても、延喜式の他本を見ている形跡はない。伊勢の地における延喜式はこの頃には失われていたか、あるいは延佳らの披見は容易でない状況に置かれていたのであろう。

ここで注意したいのは、このような校訂の根拠についてである。結果的に妥当と思われる改訂であつたとしても、それは校合を経ているわけではなく、基本的には「意改」の範疇に入る。ちなみに③は、雲州本考異が儀式帳を参照して延経刊本と同じ指摘をしており、旧輯国史大系

本もこれに倣う。ところが新訂増補国史大系本ではこの指摘が失われ、神道大系本においてようやく本文が訂正されるにいたる。⑤の延経刊本の指摘は、明記はされていないものの、長暦送官符のこの個所に「黒四」が含まれていることに拠るとみられる。ちなみに、式本文には「座玉十八枚」とあるが、諸写本割注の合計は十四にとどまり整合しない。そのことを踏まえて、延経は、長暦二年の官符を参照したのであろう。雲州本考異には、この数値上の齟齬について指摘はあるものの「恐らくは誤り有らん」ととどめており、旧輯国史大系本頭注には「一本」に「黒四」を補うとの指摘がある。同様に古典全集本でも頭注が付せられており、伴信友本の書入れとして「黒四」を傍記する。本文(分注)に「黒四」が入つたのは皇典講究所本以後であつて、根拠として長暦送官符もそこで始めて登場する。この個所は延経の指摘がおそらく妥当であり、古写本等いずれも誤脱があるということになる。

さて、ここで新たな問題が浮上する。それは「版本」も含めて写本に明確な根拠のない、右のような校訂についてである。延経刊本の校異注は概して適切と判断できるが、それらが⑥のように、延経の披見がかなわなかつた写本による裏付けができる場合は問題ないとしても、九条家本や一条家本の記載をも、儀式帳や長暦の官符によつて改めてよいか、あるいは意改や意補をどこまで承認できるかという点である。

もちろん、基本的にはその箇所その個所の記載に即して判断をするところになるが、右の例にもあるように、延喜式には数量や物品名の記載が多い。実際にその規定が運用される際には、数値や物品は重要な意味を持つが、書写にあたっては誤脱を生じやすい。また、右の⑥はかなり目立つ例であるが、このような単純な重複や脱落も書写の際には当然起こりうる。

さらにいえば、③や⑤の場合などは、厳密にいえば改訂に躊躇せざるを得ない箇所である。条文としての整合性を追求することと、本文

「復元」とは必ずしも一致しないからである。延喜式の場合、直接関連する条文の間で矛盾する数値が見られる場合もあり、それらをどのよう⁽¹⁶⁾に理解するか、そう簡単な問題ではない。

このような点に留意し、次に集英社本から大神宮式本文の校訂に関していくつか摘記し、今後の課題を考えたい。

四 集英社本大神宮式の校異をめぐる

大神宮式校異注〔集英社本二二〇頁〕校異補注〔同七二六～七二八頁〕のなかから、以下の四箇所を取り上げる。

① 第26調度条「蟹目釘」百八隻（長各一寸、頭径一分半）御橋玉六枚〔同二一八頁〕

土御門本は「二百」、九条家本「二百四」、一条家本「二百四」、「版本」も「二百四」（延経刊本も同じ）。ところが雲州本では「二百四」を残しつつも、考異において「九十」あるいは「一百八」と推定する。これは旧輯国史大系本に引き継がれ、頭注で「九十」の可能性とともに「一百八」の妥当性に言及する。皇典講究所本も同様。古典全集本も頭注にて「二百八」が妥当かとする。新訂増補国史大系本は「二百四」を残して校異を付していない。神道大系本は本文「二百四」とするが、校注において「九十」に言及する。

これに対して集英社本校異補注は「上文の『玉位花金十八枚』の『穴各一口』および『玉位花形下金十八枚』の『穴各五口』によって計算すれば『蟹目釘一百八隻』とあるべき」とし、本文を右のように改めている。

② 同条 「蟹目釘廿四隻（長各一寸、頭径一分半）花形固釘六隻（長各二寸）御橋鋪二十八口」（二二〇頁）

校異注において「花形：二寸（一〇字）底及び諸本アリト雖モ、恐

ラク衍カ」とする。これは雲州本以降、衍字とされている箇所、活字本のすべてにおいて共通して指摘されている。ところが、九条家本・一条家本・土御門本のすべてにこれが見られる。

③ 第27神宝条「玉纏横刀一柄：金鯰形二隻（長各六寸、広二寸五分）」（二二四頁）

この箇所は長文の校異補注が記される。要点を紹介すると、諸本「二」であるが「この金鯰形の原形と思われる六世紀古墳出土の金銅製双魚佩が、すべて二体一組となっていることを重視すべき」であり、長曆送官符にも「二隻」とするから「二」を妥当とする。

たしかに九条家本・一条家本・土御門本・「版本」はすべて「二」であるが、延経刊本はこの箇所を「二」と傍記しその旨を注記する⁽¹⁷⁾。

④ 同条 「雜作横刀廿柄」（二二四頁）

校異注において底本「新」とあるが、九条家本・一条家本ともに「新」、「版本」も「新」である。延経刊本には「儀式帳、新を雜に作る、未だ孰れの是なるかを知らず」とあり、雲州本考異は儀式帳を挙げるとともに、「分注に鞆をつつむのに緋の帛と倭文の二つが示されていることを理由に「雜」であると解釈する。活字本も儀式帳を根拠に雜とする場合が多いが、古典全集本は本文「新」として雲州本を傍記する。

以上、わずかな例示に過ぎないが、①と③は数値の問題、②は諸本に共通する衍字、④は「雜」と「新」という紛れやすい文字が取り上げられる。そして注意すべきは、①から④のすべてにおいて、諸写本とは異なる修正・指摘がなされていることである。④の場合は取りあえず儀式帳の記載を参考にできるが、⁽¹⁸⁾それでも延喜式諸本すべて「新」である点は気がかりである。①の「一百八」の根拠は文脈からの合理的推

理であって、③も考古遺物（実例）を主たる根拠とする。⁽¹⁹⁾②も伝写本の記載を越えて妥当な本文が追及されている。

さて、このような例からすれば、われわれの延喜式校訂は、いかなる方向性のもとになされるべきなのであるうか。

むすび

右に検討を試みたのは、延喜神祇式のほんの一部分にすぎない。とはいえ、その校訂にあたっては、諸本の校合と並行して、意改をも導き出す「正文」認識という、主観性に左右される要素がある点に留意すべきであろう。また、校異に関しても、そもそも本文校訂の際の底本選択によって、当然ながら校異注記は変動する。いずれにせよ、写本という所与の条件への認識、あるいは校訂という作業への基本姿勢が問われることになる。⁽²⁰⁾

延喜式の場合、校訂の底本をどの写本・版本に決めたとしても、現時点では九条家本・一条家本などの古写本が優位を占める。そして、右に取り上げたような細かな異同は多々あるが、全体としてその振幅はそれほど大きいとは言いがたい。そのなかで、諸本の校合という本文校訂作業を、テキスト作成のための一手続きとのみ見なしてしまうと、延喜式が有する書物としての特性を、看過してしまう恐れがある。実際に、解釈を前提に本文を検討していくと、数量記載の煩瑣さに辟易すると同時に、かかる記載への疑問を抱く場合も生じる。それは、かつて喜田貞吉が指摘したような、延喜式条文の「杜撰」という⁽²¹⁾上に、法制文献の歴史的性格をどう捉えるかの問題に行き着く。必ずしも実際に動いた数字ではなく「規定の上での数字」「一種のデータブック」⁽²²⁾という延喜式の性格に即して、校訂の「限界」も考えざるを得ないであろう。

むしろ、より良いテキストの構築は重要な目的であるが、その作業の進行とともに、延喜式なる書物の多様な側面を考究していくことが求め

られよう。

註

- (1) 小倉慈司「延喜式」写本系統の基礎的研究」新川登龜男編『日本古代史の方法と意義』所収、二〇一八年、勉誠出版。同「延喜式」土御門本と近衛本の検討」佐藤信編『史料・史跡と古代社会』所収、二〇一八年、吉川弘文館。また同「古代文献史料本文研究の課題——延喜式を中心に——」九州史学』一八一、二〇一八年、も関連するところが大きい。なお同氏の延喜式解説二編によって、研究の現況が示されている（佐藤信・小口雅史編『古代史料を読む』上下、所収、二〇一八年、同成社）。
- (2) 田島公「土御門本「延喜式」覚書」門脇禎二編『日本古代国家の展開』下、一九九五年、思文閣出版。同「延喜式」諸写本の伝来と書写に関する覚書」同編『禁裏・公家文庫研究』五、二〇一五年、思文閣出版。
- (3) 早川万年「延喜式の版本について」『延喜式研究』創刊号、一九八八年。なお「版本」の刊行年と改修等については再検討が必要である。
- (4) 虎尾俊哉「延喜式写本についての覚書」『延喜式研究』一四、一九九八年。
- (5) 早川万年「延喜式」『歴史と地理』五四五、二〇〇一年、に「近世の版本」として巻三と巻九の一部の写真を掲載。
- (6) 虎尾俊哉「延喜式雑観」『延喜式研究』創刊号、一九八八年、には、政事要略引用の延喜式文を校訂に用いた場合の例が示されている。大神宮式においては、延喜の儀式帳がやはり対比的に位置付けられよう。
- (7) 虎尾俊哉「儀式帳の撰進と弘仁式」同『古代典籍文書論考』所収、一九八二年、初出一九五二年。
- (8) 早川万年「神宮幣帛使と中臣氏」國學院大學日本文化研究所編『大中臣祭主藤波家の研究』所収、二〇〇〇年、統群書類従完成会。
- (9) 以下、とくに断らない限り延喜式の引用は条文番号も含めて、虎尾俊哉編『注日本史料延喜式』上中下巻、二〇〇〇～二〇一七年、集英社、による（以下、集英社本とする）。また、本稿で触れる延喜式の諸本については略称を用いた。それについては集英社本の解説、および小倉慈司氏前掲論文を参照されたい。
- (10) 引用は、神道大系論説編『伊勢神道』（上）所収、一九九三年、により、頁数を示した。なお、後掲の皇字沙汰文、類聚神祇本源も同書から引用した。皇字沙汰文や類聚神祇本源に限らず、後掲の小野宮年中行事以下の引用についても、その本文校訂が問題となるが、とりあえず注記した各活字本によって表示する。
- (11) この条文の成立に関しては、佐藤真人「平安時代宮廷の神仏隔離」二十二社研

研究会編『平安時代の神社と祭祀』所収、一九八六年、続群書類従完成会。三橋正『日本古代神祇制度の形成と展開』二九三頁以降、二〇一〇年、法蔵館、初出一九八九年。黒須利夫「前後神祇式について」『延喜式研究』五、一九九一年。齋藤融「前後神祇式」小考『法政史学』六一、二〇〇四年、参照。

付記 本稿を草するにあたっては、人間文化研究機構基幹研究プロジェクト「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」(小倉慈司氏代表)によって収集された、延喜式写本版本の紙焼写真等に多くを依拠した。また本稿はJISの科研費16H03495による成果の一部でもある。なお、度会延経「首書延喜太神宮式」の閲覧に関しては、皇學館大學荊木美行氏のご高配を得た。併せて感謝する次第である。

(12) もっとも、延喜式文との相違点として「新嘗」の文言の有無は問題として残る。

(13) 早川万年「皇字沙汰文所引の貞観式について」虎尾俊哉編『弘仁式貞観式逸文集』所収、一九九二年、国書刊行会、参照。

(14) 「豊受太神宮祠官賞爵沙汰文」は、承応三年から万治二年(二六五九)にわたる、豊受太神宮神職の叙位問題に関する書状を集めたものであり、神道大系論説編『伊勢神道』(下)、一九八二年、に収められている。なお、江見清風「出口延佳神主の事跡と学説」同著『神道説苑』所収、一九四二年、明治書院、初出一九二・三年、宮崎典也「出口延佳神主伝」『講古会報』三、一九三九年、西川順土「出口延佳の同体異名の神観」同著『記紀・神道論攷』所収、二〇〇九年、皇學館大學出版部、初出一九八六年。青木紀元「延佳神主の古事記校正」『神道大系月報』二七、一九八二年、参照。

(15) ただし、なぜ「六位」表記とされた伝本があったのかという点は別途検討が必要になる。

(16) 早川万年「延喜式は『玉石混淆』か」『神道大系月報』一一七、一九九三年。

(17) 集英社本校異補注には「雙」案も提示される。すると「一雙」で実際には二つということになり魅力的な案ではあるが、本条文に「雙」が何例も見られるなかで、この場合のみ「雙」とするのは困難であろう。

(18) 佐野真人「皇大神宮儀式帳」校訂試案「皇學館大學研究開発推進センター紀要」二、二〇一六年、参照。

(19) 白石太一郎「玉纏太刀考」同『古墳と古墳時代の文化』所収、二〇一一年、初出一九九三年、塙書房。

(20) この点については、田中卓「古典校訂に関する再検討と新提案」続・田中卓著作集三『考古学・上代史料の再検討』所収、二〇一二年、国書刊行会、初出一九九七年、参照。なお、小倉慈司「古代文献史料本文研究の課題」(前掲)は、この問題について一つの明確な方向性を提示している。ただ、本文校訂のあり方は、それぞれの典籍の性格、および写本等の伝来状況によって変動を余儀なくされる一面がある。例えば万葉集の場合、近年の小川靖彦編『萬葉写本学入門』二〇一六年、笠間書院、源氏物語の場合の加藤昌嘉『揺れ動く「源氏物語」二〇一一年、勉誠出版、など参照。

(21) 喜田貞吉「延喜式の杜撰」『歴史地理』三三三―三三、一九一九年。

(22) 虎尾俊哉「延喜式雑観」(前掲)。

(岐阜大学教育学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇一八年九月一八日受付、二〇一九年二月六日審査終了)